

規制改革推進会議等の動向について

事務局

- 規制改革推進会議は、経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議する審議機関。
- 審議は、規制改革推進会議としての当面の重要事項を決定し、専門家によるワーキング・グループを設置して議論を進める。本会議の審議を経た上で答申の取りまとめを決定する。

【規制改革推進会議 委員】

大田 弘子	政策研究大学院大学教授	【議長】		
金丸 恭文	フューチャー代表取締役会長兼社長	グループCEO	【議長代理】	
安念 潤司	中央大学法科大学院教授		長谷川幸洋	東京新聞・中日新聞論説委員
飯田 泰之	明治大学政治経済学部准教授		林 いずみ	桜坂法律事務所 弁護士
江田 麻季子	インテル代表取締役社長		原 英史	政策工房代表取締役社長
古森 重隆	富士フィルムホールディングス代表取締役会長兼CEO		森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科寄付講座教授
高橋 滋	法政大学法学部教授		八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授
野坂 美穂	多摩大学経営情報学部専任講師		吉田 晴乃	BTジャパン代表取締役社長

【投資等ワーキング・グループの委員・専門委員】

<委員>	原 英史	政策工房代表取締役社長	【座長】
	吉田 晴乃	BTジャパン代表取締役社長	【座長代理】
	飯田 泰之	明治大学政治経済学部准教授	
	森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科寄付講座教授	
	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授	
<専門委員>	村上 文洋	三菱総合研究所 主席研究員	

当面の重要事項
ーチャレンジを阻む岩盤規制を打ち破るー

平成29年9月11日
規制改革推進会議決定

I 年内を目処に解決の道筋を示すべき重要事項

1. 待機児童解消のための「子育て安心プラン」実現に向けた保育制度の見直し

(略)

2. 技術革新や新需要への機動的対応に向けた電波割当制度改革

官民の電波利用状況に関する情報開示の充実、電波利用料体系の再設計など、より有効に電波を利用する者に対し、機動的に再配分するためのルールづくり

3. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現のための改革

(略)

II 第2期(今後1年)において改革を進めるべき重要事項

1~7 (略)

・第20回規制改革推進会議(平成29年9月11日)

「当面の重要事項」(「電波割当制度改革」含む)について議論

【投資等ワーキング・グループ】

平成29年10月11日 有識者ヒアリング

10月17日 有識者ヒアリング

10月24日 有識者ヒアリング、技術革新や新需要に関する事業者等ヒアリング

10月25日 携帯電話事業者ヒアリング(株NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株))

放送事業者ヒアリング(日本放送協会、(一社)日本民間放送連盟)

10月30日 総務省ヒアリング

11月 9日 総務省ヒアリング

11月16日 公共用周波数に関する有識者・ユーザーヒアリング

11月17日 放送用周波数に関する有識者ヒアリング・事業者ヒアリング(日本民間放送連盟)

・第22回規制改革推進会議(平成29年11月17日)

「電波割当制度改革」について議論

・第23回規制改革推進会議(同年11月29日)

「規制改革に関する第2次答申」取りまとめ・公表

・新しい経済政策パッケージ(同年12月8日 閣議決定)

1. 割当手法の抜本的見直し

- (1)新規割当ての周波数帯における価格競争要素導入の検討
- (2)オークション制度に関する検討継続

2. 電波利用料体系の見直し

- (1)電波の利用に関する負担の適正化
- (2)電波利用料の使途の見直し

3. 帯域確保に向けた対応

- (1)携帯電話事業者についての周波数返上などの仕組み
- (2)携帯電話事業者以外も含む、より包括的な周波数返上などの仕組み

4. 放送用の帯域のさらなる有効活用 【平成30年夏までに検討・結論】

総務省は、放送事業の未来像を見据え、放送用に割り当てられている帯域について、周波数の有効活用などにつき、イノベーション創出の観点等から行う提案募集なども含め、検討を行うとともに、会議においても引き続き検討する。

第3章 生産性革命

3. Society5.0の社会実装と破壊的イノベーションによる生産性革命

(4) Society5.0のインフラ整備

i) 電波制度改革

- 以下の取組を始めとして、規制改革推進会議第2次答申（平成29年11月29日決定）で示された実施事項を着実に実施する。
- ・（略）
- ・ 携帯電話事業者が策定する特定基地局の開設計画の認定期間終了後を含め、十分に有効活用されていない周波数帯域の返上等を円滑に行うための仕組みの構築や、周波数移行を促す終了促進措置などのインセンティブの拡充・創設を行うこととし、これらのために必要な法案を来年度中に提出する。また、公共部門において、関係省庁および関係機関が共同利用できる「公共安全LTE」や、公共部門間の周波数、システムの共用化の検討を行うとともに、**民間部門においては、放送事業の未来像を見据えて、放送用に割り当てられている周波数の有効利用などにつき検討を行う。**
- ・（略）
- ・（略）